

議案第 4 2 号

ひたちなか市金上ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正  
する条例制定について

ひたちなか市金上ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

## ひたちなか市条例第 号

### ひたちなか市金上ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市金上ふれあいセンター設置及び管理条例(平成11年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高齢者をはじめとする」を削り、「図るため」を「図ることを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき」に改める。

第3条を次のように改める。

(事業)

第3条 ひたちなか市金上ふれあいセンター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) センターの施設又は設備若しくは備品(以下「施設等」という。)の利用に関する事業

(2) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

第4条中「交流センター」を「センター」に改め、「(昭和22年法律第67号)」を削る。

第5条第1号及び第2号中「交流センター」を「センター」に改め、同条第3号中「交流センターの施設及び設備」を「センターの施設等」に改め、同条第4号中「交流センター」を「センター」に改める。

第6条中「交流センター」を「センター」に改める。

第7条中「次の各号のいずれかに該当する場合」を「次に掲げる者に対して」に、「禁止し」を「拒み」に、「退館」を「センターからの退館」に改め、同条第1号中「乱す」を「害する」に、「とき。」を「者」に改め、同条第2号中「施設又は設備を破損する」を「センターの施設等を損傷し、又は滅失する」に、「とき。」を「者」に改め、同条第3号中「管理上著しく」を「その他センターの管理上」に、「とき。」を「者」に改め、同条第4号を削る。

第8条第1項、第10条及び第11条中「交流センター」を「センター」に改める。

第14条中「使用者又はセンターへの入館者は、施設、付属設備又は備品」を「センターの施設等」に、「滅失したとき」を「滅失した者」に、「損害を補てんしなけ

れば」を「その損害を賠償しなければ」に改め、同条ただし書中「市長がやむを得ない理由によるものと認めた」を「市長は、やむを得ない理由があると認める」に、「この限りでない」を「当該賠償額を減額し、又は免除することができる」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条，第9条関係）

（単位 円）

室名	使用料	使用料		
	時間	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
学習室1		550	720	910
学習室2		550	720	910
学習室3		1,100	1,460	1,810
調理実習室		1,100	1,460	1,810
創作室		550	720	910
地域活動室		550	720	910
娯楽室		550	720	910
大広間		1,100	1,460	1,810

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

旧	新	備考								
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 <u>高齢者をはじめとする地域住民の福祉の増進，生涯学習の推進及び世代間交流の促進を図るため，ひたちなか市金上ふれあいセンターを設置する。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>ひたちなか市金上ふれあいセンター（以下「センター」という。）を構成する施設（以下「構成施設」という。）として，交流センターを設置し，その名称は，次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="159 730 1077 802"> <thead> <tr> <th>構成施設</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流センター</td> <td>ひたちなか市金上交流センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. <u>前項に規定する構成施設のほか，ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例（平成6年条例第51号）により設置する次に掲げる施設は，センターの構成施設とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="159 922 1077 994"> <thead> <tr> <th>構成施設</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉センター</td> <td>ひたちなか市老人福祉センター金上荘</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. <u>前項に規定する構成施設については，ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例の規定を適用する。</u></p> <p>4. <u>構成施設は，相互に連携を図り，総合的かつ一体として地域住民の福祉の増進，生涯学習の推進及び世代間交流施設としての機能を発揮するよう運営されなければならない。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>交流センターの管理は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により，指定管理者に行わせるものとする。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 <u>指定管理者は，次に掲げる業務を行うものとする。</u></p>	構成施設	名称	交流センター	ひたちなか市金上交流センター	構成施設	名称	老人福祉センター	ひたちなか市老人福祉センター金上荘	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 <u>地域住民の福祉の増進，生涯学習の推進及び世代間交流の促進を図ることを目的として，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき，ひたちなか市金上ふれあいセンターを設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>ひたちなか市金上ふれあいセンター（以下「センター」という。）は，次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>センターの施設又は設備若しくは備品（以下「施設等」という。）の利用に関する事業</u></p> <p>(2) <u>その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>センターの管理は，地方自治法第244条の2第3項の規定により，指定管理者に行わせるものとする。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 <u>指定管理者は，次に掲げる業務を行うものとする。</u></p>	
構成施設	名称									
交流センター	ひたちなか市金上交流センター									
構成施設	名称									
老人福祉センター	ひたちなか市老人福祉センター金上荘									

旧	新	備考
<p>(1) <u>交流センター</u>の使用の許可に関すること。</p> <p>(2) <u>交流センター</u>の使用料の徴収に関すること。</p> <p>(3) <u>交流センターの施設及び設備の維持管理</u>に関すること。</p> <p>(4) その他<u>交流センター</u>の管理業務で、市長が必要と認めること。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 <u>交流センター</u>の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターへの入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>施設又は設備を破損するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>管理上著しく支障があると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるほか、指定管理者が不適当と認めるとき。</u></p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第8条 別表に掲げる<u>交流センター</u>の室を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、<u>交流センター</u>を公用又は公益事業のため使用するとき、当該使用料を免除し、又は減額することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 <u>交流センター</u>の既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の</p>	<p>(1) <u>センター</u>の使用の許可に関すること。</p> <p>(2) <u>センター</u>の使用料の徴収に関すること。</p> <p>(3) <u>センターの施設等の維持管理</u>に関すること。</p> <p>(4) その他<u>センター</u>の管理業務で、市長が必要と認めること。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 <u>センター</u>の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第7条 指定管理者は、次に掲げる者に対しては、センターへの入館を拒み、又は<u>センターからの退館</u>を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者</u></p> <p>(2) <u>センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者</u></p> <p>(3) <u>その他センターの管理上支障があると認められる者</u></p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第8条 別表に掲げる<u>センター</u>の室を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、<u>センター</u>を公用又は公益事業のため使用するとき、当該使用料を免除し、又は減額することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 <u>センター</u>の既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のい</p>	

旧	新	備考																																																																																								
<p>いずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1)～(3) 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 <u>使用者又はセンターへの入館者は、施設、付属設備又は備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出るとともに損害を補てんしなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由によるものと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>別表(第8条, 第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th>使用料</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>時間</th> <th>午前9時から午後 零時まで</th> <th>午後1時から午後 5時まで</th> <th>午後6時から午後 10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室1</td> <td></td> <td style="text-align: center;">550円</td> <td style="text-align: center;">720円</td> <td style="text-align: center;">910円</td> </tr> <tr> <td>学習室2</td> <td></td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">720</td> <td style="text-align: center;">910</td> </tr> <tr> <td>学習室3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,100</td> <td style="text-align: center;">1,460</td> <td style="text-align: center;">1,810</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,100</td> <td style="text-align: center;">1,460</td> <td style="text-align: center;">1,810</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td></td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">720</td> <td style="text-align: center;">910</td> </tr> <tr> <td>地域活動室</td> <td></td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">720</td> <td style="text-align: center;">910</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	室名	使用料	使用料			時間	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	学習室1		550円	720円	910円	学習室2		550	720	910	学習室3		1,100	1,460	1,810	調理実習室		1,100	1,460	1,810	創作室		550	720	910	地域活動室		550	720	910	<p>れかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1)～(3) 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 <u>センターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表(第8条, 第9条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th>使用料</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>時間</th> <th>午前9時から午後 零時まで</th> <th>午後1時から午後 5時まで</th> <th>午後6時から午後 10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室1</td> <td></td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">720</td> <td style="text-align: center;">910</td> </tr> <tr> <td>学習室2</td> <td></td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">720</td> <td style="text-align: center;">910</td> </tr> <tr> <td>学習室3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,100</td> <td style="text-align: center;">1,460</td> <td style="text-align: center;">1,810</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,100</td> <td style="text-align: center;">1,460</td> <td style="text-align: center;">1,810</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td></td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">720</td> <td style="text-align: center;">910</td> </tr> <tr> <td>地域活動室</td> <td></td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">720</td> <td style="text-align: center;">910</td> </tr> <tr> <td>娯楽室</td> <td></td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">720</td> <td style="text-align: center;">910</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,100</td> <td style="text-align: center;">1,460</td> <td style="text-align: center;">1,810</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	室名	使用料	使用料			時間	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	学習室1		550	720	910	学習室2		550	720	910	学習室3		1,100	1,460	1,810	調理実習室		1,100	1,460	1,810	創作室		550	720	910	地域活動室		550	720	910	娯楽室		550	720	910	大広間		1,100	1,460	1,810	
室名		使用料	使用料																																																																																							
	時間	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで																																																																																						
学習室1		550円	720円	910円																																																																																						
学習室2		550	720	910																																																																																						
学習室3		1,100	1,460	1,810																																																																																						
調理実習室		1,100	1,460	1,810																																																																																						
創作室		550	720	910																																																																																						
地域活動室		550	720	910																																																																																						
室名	使用料	使用料																																																																																								
	時間	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで																																																																																						
学習室1		550	720	910																																																																																						
学習室2		550	720	910																																																																																						
学習室3		1,100	1,460	1,810																																																																																						
調理実習室		1,100	1,460	1,810																																																																																						
創作室		550	720	910																																																																																						
地域活動室		550	720	910																																																																																						
娯楽室		550	720	910																																																																																						
大広間		1,100	1,460	1,810																																																																																						